

営業報告書の意義と記載事項 (1)

久 留 島 隆

- I. はじめに
- II. 営業報告書関連規定の制定過程
- III. 営業報告書の意義
- IV. 営業報告書の法的性質(以下、次号掲載)
- V. 営業報告書の記載事項
- VI. 営業報告書の機能
- VII. まとめにかえて

I. はじめに

株式会社は、経済的には株主の経営者に対する委託経営であるといつてよい。したがって、経営者は株主のために会社の経営を行なう義務があり、その財政状態および経営成果の報告は、この義務に伴なうものである。そこで、会社の経理内容をどのような方法で把握し、どのような形式で、どの程度まで公開すべきかという問題は、きわめて重要となってくる¹⁾。企業経営の開示は、いわゆる所有と経営の分離現象が顕著になるとともに、一般株主の保護のため、特に営業報告書〔Geschäftsbericht〕の従来のある方を改善することが求められるようになった。

近時、企業の社会的責任〔corporate social responsibility〕の明確化にともない、会社が社会的責任を果たすためになした事項や費用（環境保全・公害防止・諸種の寄附等）を営業報告書において明らかにすることが、漸次要請されてきた²⁾。これは、株主あるいは債権者の救済手段としては、企業の経理および業務内容のディスクロージャーこそもっとも効果的な手段で

あるという傾向が強くなってきたからにはほかならない³⁾。

そこで、法務省民事局参事官室の名のもとに、株式会社に関する株式制度、機関制度、計算・公開制度についての3つの改正試案が、昭和52年5月以来順次公表され、営業報告書についても、かなり大幅な改正が紆余曲折を経て実現されるに至った。すなわち、試案の段階では、会社の業務の状況に関する重要事項を記載しなければならないのは、すべての規模の株式会社とされていたのを、改正要綱では、大会社についてのみ、営業報告書の記載方法を法務省令で定めるものとした。しかし、昭和56年改正商法では、商法自体に、営業報告書の内容に関する規定をおかないこととし、その記載方法についてのみ、会社の大小を区別しないで、商法中改正法律施行法49条を改正して法務省令でこれを定めることができたとした。昭和57年4月に制定された法務省令では、小会社を除いて、結局9項目の記載事項が法定されることとなった。従来、営業報告書は、株主総会の承認を受けなければならないが、昭和56年改正法により、総会には提出しなければならないが、取締役はその内容を報告すればよいことになった。このような点に、昭和56年商法改正の特色の1つがあるといえよう。

営業報告書に関する昭和56年改正商法の考え方を検討するに際しては、常にディスクロージャー制度のあり方と関連させて考察することが不可欠である。また、営業報告書を考察するに際しては、営業報告書制度が導入された当初の

考え方と、その後における周辺規定の新設・改正による状況変化、特に昭和25年の商法改正によって導入された附属明細書制度との関係を軽視することはできない。事実、営業報告書に関する解釈は、このような状態の下で、非常に混乱していたというべきであろう。そこに、今回、営業報告書の内容を法定する商法改正が成立したのであるが、改正商法が、営業報告書としていかなるものを考えているのか、法定記載事項の範囲等は妥当なものかどうかについて、若干の考察を試みることに主たる課題を置いたのが、本稿である。

II. 営業報告書関連規定の制定過程

〔昭和56年商法改正前の営業報告書規定〕

わが国では、営業報告書に関する規定は、明治23年旧商法218条が、「会社ハ毎年少クトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス」と規定し、次いで、明治32年新商法190条は、「取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス」と定め、その書類として、業務報告書を営業報告書に改めて、「財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」が挙げられていた。

その後においては、営業報告書に関する特別な改正はなく、昭和49年の商法改正前までは、営業報告書は、取締役が作成し、監査役の報告書とともに、定時株主總會の会日の1週間前から本店に備置き、株主および債権者の閲覧に供されるとともに、定時株主總會に提出されて、承認を得なければならないとされていた。したがって当時においては、営業報告書は間接開示の要請に応える書類であったわけである。しかしながら、昭和49年の商法改正によって、営業報告書は、貸借対照表、損益計算書および利益処

分案とともに定時株主總會の招集通知の添付書類とすることに改められた(商283条2項)。そのため、営業報告書は、はじめて直接開示の書類としての意義を有することとなった。

ところで、昭和40年前後に、大規模株式会社倒産事件が相次いで以来、企業に対するいわゆる社会的責任が問われるようになり、会社企業、特に株式会社制度の見直しが、強く要請されていた。そこで、昭和49年には、監査役の権限強化を中心とした商法改正が行なわれたが、その際、衆議院本会議(昭和48年7月3日)および参議院本会議(昭和49年2月22日)において、社会的責任を全うすることができるよう、引続いて検討し、早急に法律案を国会に提出することという趣旨の附帯決議が出された。

〔会社法改正に関する問題点〕

これらの附帯決議を受けて、法務省民事局参事官室は、昭和50年6月12日に「会社法改正に関する問題点」を公表し、意見照会を行なった。この意見照会には、株式会社制度の改善に関する問題点として、①企業の社会的責任、②株主總會制度の改善策、③取締役及び取締役会制度の改善策、④株式制度の改善策、⑤株式会社の計算・公開、⑥企業結合・合併・分割について、⑦最低資本金制度及び大小会社の区分という7つの項目があげられていた。

このうち、「営業報告書」については、第五番目の「株式会社の計算・公開」の二において、「営業報告書の記載事項を法定すべきか。特に記載すべき事項として、例えば、次のようなものについて、どう考えるか。その他にどのようなものがあるか。」と、次の9つの事項を列挙するという形式でその記載内容が問われた。

- (一) 重要な財産の得喪変更に関する事項
- (二) 株式、社債の発行等に関する事項
- (三) 自己株式等に関する事項
- (四) 子会社等に関する事項
- (五) 役員報酬に関する事項
- (六) 役員、支配株主等と会社との利害に関する事項

- (七) 従業員の人数，給与総額等に関する事項
- (八) 公害の防止，消費者の保護その他社会との関係において生じた問題及びそれに対し講じた措置に関する事項
- (九) 重要な寄附に関する事項

営業報告書の記載事項を法定した方が，経営内容の開示を徹底するためにより有効ではないかという趣旨で提起されたものである⁴⁾が，寄せられた各界意見のうち，経済界の意見は消極的な色彩が濃厚であったが，その他はこれについて積極的な意見であったようである⁵⁾。

〔株式制度に関する改正試案〕

昭和52年5月16日には「株式制度に関する改正試案」が同参事官室から公表された。営業報告書に関する部分は、「第三 自己株式の取得等 三 自己株式の計算上の処理」であり、「会社は，自己の計算で取得している自己の株式を営業報告書において開示し，かつ，貸借対照表の流動資産の部に別項を設けて記載しなければならない。」とし，その(注)(1)では，「営業報告書における自己株式の開示は，取得の事由別に株式数を記載することとしてはどうか。」という提案がなされている。また，第三における「五 自己株式を担保として取ることについての制限」の(b)では，「会社は，自己の株式を債権の担保に取っているときは，営業報告書に株式数等を記載しなければならない。」と，同様に「三 子会社が取得し又は担保として取っている親会社の株式の計算上の処理」の(a)では，「子会社が親会社の株式を自己の計算で取得し又は債権の担保として取っている場合には，親会社及び子会社は，その営業報告書において三又は五(b)に準じて開示しなければならない。」と各々提示された。しかし，自己株式の計算上の処理として，営業報告書への記載に関しては，財界諸団体は，強く反対した。その主たる根拠として，営業報告書は，営業活動を記載するもので，短期間内に処分しなければならない自己株式の記載には適当でない等が主張されている。また，子会社が親会社の株式を取得しまたは担保とし

て取ったときは，親会社および子会社の営業報告書において開示し，子会社の貸借対照表流動資産の部に別項を設けて記載しなければならないという点についても，財界諸団体は反対したが，その他の団体はいずれも賛成した⁶⁾。

〔株式会社の機関に関する改正試案〕

昭和53年12月25日には，「株式会社の機関に関する改正試案」が同参事官室から公表され，そのうち，営業報告書に関するものとしては，「第一 一 株主総会の権限 1 計算書類及び利益の処分 a 会計監査人による監査を受けない会社」という項目において，「貸借対照表，損益計算書及び営業報告書は，株主総会の承認を要し，資本の欠損の填補のための準備金の使用及び利益の処分は，株主総会が決定する。」とし，その(注)(1)で，「営業報告書をも承認の対象とするか，その記載内容をどうするかは，会社の計算の問題として検討する。」ということが示され，「b 会計監査人による監査を受ける会社」は，「イ 貸借対照表，損益計算書及び営業報告書は，会計監査人及び監査役の適法とする意見があったときは株主総会の承認は要しない，ただし，その内容を株主総会に報告しなければならない。」とし，その(注)(2)において，「計算書類は，会計監査人による監査を受ける会社についても，株主総会の承認を要するものとするとの意見があるがどうか。」との提起がなされた。また，取締役の責任に関する競争禁止義務についても，その第二六cにおいて，「会社は，取締役が自己又は第三者のためにした営業の部類に属する取引の重要な事項を営業報告書に記載しなければならない。」とし，その(注)(1)で「営業報告書による開示に代えて，附属明細書において開示するものとするかどうかは，会社の計算の問題とともに検討する。」という提言がなされ，取締役・会社間の取引についても，六2a(注)において同様の提示がなされた。なお，監査役の報酬については，第三六1aにおいて，「監査役の受けるべき報酬の額は，取締役の受けるべき報酬の額とは別に，

株主総会が決定する。支払った報酬の額は、営業報告書に記載しなければならない。」とし、その(注)(1)では、「営業報告書への記載方法は別に検討する。」とされていた。

営業報告書を総会の承認事項とするかどうかについては、消極的意見が目立ち、競業取引の開示に関しては、附属明細書に記載することで充分であるという意見が多数であり、すべての取引を営業報告書に開示することは不可能あるいは検討の余地があるという意見も出され、取締役・会社間の取引についても同様であった。また、監査役報酬の開示に関しては、試案に反対する意見も多く、従来どおり附属明細書において開示すればよいというのがその理由である⁷⁾。

〔株式会社の計算・公開に関する改正試案〕

昭和54年12月25日には、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」が同参事官室から公表された。ここでは、「一計算書類等」の五において会社の大小にかかわらず、「業務報告書には、法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。」として、その(注)(1)で、「業務報告書の記載事項を次のように定めることはどうか。」と、9つの事項を列挙した。

- (a) 貸借対照表及び損益計算書の作成につき採用した重要な会計方針
- (b) 子会社の数、総資産及び総資本、子会社の総資本において会社の有する割合並びに子会社の営業による収入及び利益又は損失の総額(子会社以外の会社との資本提携等の状況を記載するものとするかどうかは、なお検討する。)
- (c) 大株主及びその持株数並びに大株主が株式会社である場合には、会社がその計算において取得している当該株式会社の株式の数
- (d) 過去3年の営業成績の比較
- (e) 決算期後に生じた会社の業務に関する重要な事実

- (f) 役員の数及び報酬の総額
- (g) 会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与(反対給付に比し著しく過大な給付を含む。)の総額
- (h) 会社の業務の状況及び将来の見通しについての検討の結果
- (i) その会社の業務に関する重要な事項

さらに、(注)(2)で、「法務省令で定める事項のほか、業務報告書に記載すべき事項を定款又は総会の決議で定めることができるものとするかどうか。」と提示されている。

このように、当該改正試案では営業報告書を業務報告書と改称し、法務省令で定める会社の業務の状況に関する主要な事項を記載するものとしている。

従来の営業報告書を業務報告書として定めたのは、従来から営業報告書の性格については会計学上議論があったため、仮りに営業報告書といった場合には、会計に関する事項は記載すべきではなくて、会計に関しない事項に限定するという見解の生ずる余地があったこと、および、株主に対して直接開示すべきものを記載するところの商法上の開示書類として、その記載事項を明らかにしなければならないことなどから、わざわざ業務報告書と呼び直して、新しい構想によってその内容を検討し、整備しようとするところにその理由があったようである⁸⁾。

業務報告書の記載事項を法定することの是非については、財界は一部の団体を除いていずれも反対であるのに対し、法曹会および学界諸団体は全面的に賛成であった。

反対する理由として、企業の自主的判断に任せるべきであって、法定するときは、企業の創意工夫を減殺し、かえって、ディスクロージャーの後退を招くことになるから、業務報告書に記載すべき事項は、会社の業務に関する重要な事項というように、概括的一般的に規定するにとどめるべきであるという点にあった⁹⁾。賛成の理由としては、業務報告書には、会社の業務に関する重要な事項を記載すべきであるが、何

が当該会社にとって重要であるかは、各会社の個性によって異なるし、時代によっても流動するけれども、そのなかでも、各会社、各時代を通じて共通な重要事項が存在することは否定できないし、また、会社によっては、故意または過失によって、記載すべき事項を記載しないということも考えられるので、記載事項を法定するのに意義があること、ディスクロージャー制度充実の面から、情報開示の手段とするためには記載内容を法定することが必要であること、従来では、営業報告書の記載事項が法定されていないため、その考え方に議論があり、業務報告書の性格づけと開示すべき最低限の記載事項を法定することは方向として適当であること、株主等にとって必要とする開示事項が、特定の会社において欠けるような場合には、開示制度の不備が再び問われることになるので、法定することが望ましいこと、業務報告書のあり方をめぐっての実務上の混乱を防ぎ、記載の過不足をきたさなくなることなどが挙げられた¹⁰⁾。なお、業務報告書において開示すべき事項は、法律において規定すべきか、省令でもよいかについて、時代の変化に対応するために適切であるから、省令で記載事項を定めることに賛成するものもあれば、法務省令に定めると、後日意見照会もなしに義務づけられるおそれがあると反対する意見もあった¹¹⁾。また、会社制度自体が存するかぎり、社会的変化があっても、変化しない事項もあるから、そのような事項は、商法に規定しても差支えないという意見もあったようである¹²⁾。

計算・公開に関する改正試案一八では、業務報告書及び附属明細書の記載事項のうち法務省令で定める会計に関する事項についても一定規模以上の会社¹³⁾は、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされた。この点についても財界からは反対意見が出されているが、その他の意見は、業務報告書中会計に関する事項につき会計監査人の監査を要するとしたことは、会計に適正さが保証される

ことを理由に賛成する。

当該試案一八(注)(1)では、会計監査人の監査を受けなければならない事項として、5(注)(1)(a), (b), (e), (f)及び(g)に掲げる事項とすることはどうか、ということが提案され、(注)(2)では、5(注)(1)(i)又は(注)(2)により業務報告書に記載された会計に関する事項についても、会計監査人の監査を受けるものとするかどうかは、なお検討するということが示されている。会計監査人の監査を受けなければならない具体的項目については、会社が開示する情報のうち会計に関するものはすべて、会計監査人の監査を受けるべきであるとして、試案の提案に賛成する意見もあるが、業務報告書には、会計監査の対象となるべき事項を記載すべきでないことを理由として反対する意見もあった。

当該試案一十は、「貸借対照表及び損益計算書は、定事総会の承認を得なければならない。ただし、会計監査人及び監査役の適法とする意見があったときは、この限りでない。」とし、その(注)(1)で、「業務報告書については、総会の承認を要しない。」と提案する。

総会の承認を要することとするかどうかについては、「株式会社の機関に関する改正試案」では検討事項とされていたものである。試案の立場に賛成する意見もあれば、反対する意見もあったようである¹⁴⁾。

結局、当該改正試案は、業務報告書と附属明細書の関係について、株主に直接開示するものを適当とする重要な事項を業務報告書に記載し、株主に間接開示するだけでよいとみられる重要性に比較的乏しい事項を附属明細書に記載するものとした¹⁵⁾。

[商法等の一部を改正する法律案要綱案および同法律案要綱]

昭和55年12月24日には、法制審議会商法部会より、「商法等の一部を改正する法律案要綱案」が決定され、法制審議会に報告された¹⁶⁾、この要綱案の内容は、関係各団体の意見を加えつつ、すでに公表された3つの試案を骨子とするもの

で、第一 商法の一部改正 七 会社の計算 1 計算書類等(一)において、「営業報告書には、当該営業年度における営業の経過その他会社の状況を明らかにする重要な事項を記載しなければならない。」と定める。これは、従来においては、営業報告書にどのようなことを記載するかについて何ら法律は規定していないため、これを法律で明らかにしようとするものである。ただ、会社一般についての原則的な規定を置くだけで、大会社についてのみ、営業報告書の記載方法を法務省令で具体的に定めることとされた。これは、大会社以外の会社についてまで、営業報告書の記載の方式を定めることは、中小会社に負担をかけすぎるということが考慮されたからにはかならない¹⁷⁾。(六)において、「取締役は、営業報告書を定時総会に提出してその内容を報告しなければならない。」と定める。ここで再度、業務報告書から営業報告書に改称されたのは、業務報告書という表現に改めようとする場合、業務という言葉には会計事項は意味しないと解されるおそれが出てくること、関連する法令があまりに多いために極めて大変な作業を要することがその理由である¹⁸⁾。結局、元の営業報告書という用語に戻すが、内容に新しいものを加えるというような改正となったものである。

なお、要綱案第二、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正」一資本の額が5億円以上の株式会社等に関する特例 4 会社の計算(一)および(二)において、会社の営業報告書の記載方法その他の様式は、法務省令で定めるとし、会社は、第一の七1(一)に掲げる書類(営業報告書及び附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないと定める。この点については、改正試案と異なるところはない。

また、営業報告書は事実を記載するものであるから、これを承認するということが自体必ずしも適当ではないため、営業報告書については、

株主総会において単に報告すれば足りることにしている。

法制審議会は、この要綱案に基づいて、昭和56年1月26日の総会で、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を決定し、法務大臣に答申した。営業報告書については、要綱案と変るところはない。ただ、全体としては、改正案の段階で大変細かく検討されていたものが、改正要綱では、単に「記載方法その他の要式は、法務省令で定める」とだけ触れているために、改正試案との関連が一般的に明確でないとの指摘がなされているが、これに対しては、法務省令で規定すべきことは要綱では取り上げなかっただけであるとの意見が示されていた¹⁹⁾。

〔昭和56年改正商法〕

昭和56年5月15日に、「商法等の一部を改正する法律案」およびこれに関する法律の整理のための法律案が衆議院本会議で、次いで6月3日には、参議院本会議で可決され、商法改正(昭和56年法律74号)は成立した。

営業報告書の記載事項については法律案の立案の段階で、法律案要綱の定める「当該営業年度における営業の経過その他会社の状況を明らかにする重要な事項を記載しなければならない。」ことを前提として、この趣旨の新たな規定を商法中に置かないこととされた。その理由は、明治32年の現行商法施行以来、営業報告書は会社において作成されてきたのであり、そこに会社の営業の状況が記載されるべきことは当然の前提とされてきたので、いまになってあらためて、営業報告書についての記載事項を規定することはおかしいし、必要もないという点にあった。あるいは、法務省令に規定する方が、改正が容易であり、記載事項の内容の弾力性に富むと考えられたからである²⁰⁾。

営業報告書の記載方法については、会社の大小の区別をしないで商法中改正法律施行法49条を、従来の「株式会社ノ貸借対照表、損益計算書及附属明細書ノ記載方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」から、「株式会社ノ貸借対照表及公告スベ

キ要旨, 損益計算書, 営業報告書並ニ附属明細書ノ記載方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と改正し, 法務省令で定めることができるとされた²¹⁾。

営業報告書の承認という点については, 従来, 株主総会で承認を受けなければならないとされていたのを, 今回の改正では, 営業報告書を定時総会の承認の対象から除外し, 取締役がその内容を定時総会に報告することで足りると改められた²²⁾ (商283条1項)。

〔法務省令制定に関する問題点〕

昭和56年10月9日に, 法務省民事局参事官室の名において, 「法務省令制定に関する問題点」が公表された²³⁾。省令の制定・改正を要する事項のうちでも, 営業報告書の記載事項は, 株主に対する直接開示手段として, 間接開示手段としての附属明細書の記載事項とともに, 開示充実を図るための中心をなすものといえよう。

この問題点の中で, 一 営業報告書として, 「営業報告書には, 次の事項を記載するものとするかどうか。」と提案し, 10項目を列挙している。

- 1 主要な事業内容, 発行済株式の内容及び総数, 主要な営業所・工場, 従業員の状況その他の会社の現況
- 2 その営業年度における営業の経過及び成果 (設備投資の状況, 資金調達の状況, 営業部門が分かれているときは, 部門別の記載を含む。)
- 3 親会社, 子会社その他企業結合の状況及びその成果
(注)「結合企業の活動の状況」とすることはどうか。
- 4 会社に対処すべき課題及びこれについての方針
- 5 その営業年度における取締役及び監査役の氏名(住所), 主な職業又は任務及び持株数
- 6 大株主, その持株数及び大株主への資本参加の状況

- 7 主な借入先, 借入額及びその持株数
- 8 過去3年間以上の営業成績の推移及びこれについての説明
- 9 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
- 10 その他会社の状況に関する重要な事実

(注) 1 営業報告書の記載について, 企業秘密保護条項を定めるべきか (西ドイツ株式法160条4項等参照)。

2 小会社 (資本金1億円以下) については適用除外にすることはどうか。

3 中会社については, 特例を設けないとすることはどうか。典型的に記載を要しないものとすべき事項があるか。

公表された「法務省令制定に関する問題点」については, 株主に対し会社の経営状況を報告すれば足り, 受託責任の遂行の状況を特に明らかにする必要はなく, 省令による規制は最小限にとどめ, 企業の自主的運営に委ねるべきであるとするもの, 株主をミスリードする開示や企業秘密に属するものの開示は望ましくないとするもの, 作成期間が極めて短い点も考慮すべきであるとするもの, 記載事項の省令による規定は, 会社の創意工夫を阻害し, デイスクロージャーの後退を招くと懸念するもの, 「事業報告書」の効用も考慮して, 開示内容は最小限度とすべきであるなどの意見が寄せられた²⁴⁾。

〔貸借対照表, 損益計算書, 営業報告書及附属明細書に関する規則〕

昭和54年4月24日には, 「貸借対照表, 損益計算書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」(昭和57年法務省令25号)による「貸借対照表, 損益計算書, 営業報告書及び附属明細書に関する規則」(以下, 「計算書類規則」という)の改正が, 「大会社の監査報告書に関する規則」(昭和57年法務省令26号)および「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則」(昭和57年法務省令27号)の制定とともに公布された。

改正計算書類規則、第1章総則第2条2項は、「営業報告書は、会社の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。」と定め、第4章「営業報告書」第45条は、次のように規定する。

第45条 営業報告書には、次の事項その他会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

- 一 主要な事業内容、営業所及び工場、株式の状況、従業員の状況その他の会社の現況
 - 二 その営業年度における営業の経過及び成果（資金調達状況及び設備投資の状況を含む。）
 - 三 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況
 - 四 過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明
 - 五 会社が対処すべき課題
 - 六 その営業年度の取締役及び監査役の氏名、会社における地位及び担当又は主な職業
 - 七 上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況
 - 八 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する会社の株式の数
 - 九 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
- 2 営業の部門が分かれている会社にあつては、前項第2号の記載は、その部門別にもしなければならない。ただし、資金調達の状況その他の記載が困難な事項については、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、小会社については、適用しない。

III. 営業報告書の意義

昭和56年改正商法のもとでも、商法自体が営業報告書について直接規定することはしていな

い。この点で従来と変るところはない。しかし、商法281条の3第2項6号において、監査役の監査報告書の記載事項として、「営業報告書が法令及定款ニ従ヒ会社ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルヤ否ヤ」と定めていることから、営業報告書は、会社の状況を示すものであることを法律上明らかにしている。この規定を受けて、計算書類規則2条2項が、「営業報告書は、会社の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。」と定める。

営業報告書に関する規定は、商法制定当初から認められているにもかかわらず、その記載内容まで法定化しようとしたのは、昭和56年商法改正の際の法務省令がはじめてである。営業報告書の規定を設けた当初においては、機関のあり方として、株主總會中心主義を採用していたこともあって、計算書類のように数字をもっては明らかにされないような経過した年度における主な営業活動の内容・概要、取締役の責任の有無の判断の材料となるもの、次年度以降に対する経営者の見通し、財産の主な移動というようなものを明らかにするために必要と考えられてきたのが、営業報告書という書類であった²⁵⁾。しかし、その後の周辺規定の改正により、次第に計算書類の内容を補足説明するという性格をもつようになった。株主總會中心主義から取締役會中心主義を採用する昭和25年商法改正により、附属明細書制度が新設されたことともない、昭和56年商法改正に至るまで、営業報告書の解釈は非常に難しくなってきたという状況にあった。

営業報告書は、一般に、その営業年度における会社の営業状況を文字をもって記載した報告書であるという点に特色を有する計算書類の一種である、と解されている。

営業報告書に相当する書類の名称は、一様でなく、広義においては、計算書類全体を意味するものとして使われる。狭義においては他の計算書類とは区別され、業務報告書、事業報告書などと呼ばれることもある²⁶⁾。諸外国において

も、年次報告書とか取締役報告書等として法定され、記載事項について定めを置いている。

わが国の商法は、取締役が他の計算書類とともに営業報告書を毎決算期に作成し（商281条1項3号）、監査役の監査を経たうえで（商281条の2第1項）、株主総会の招集通知に添付して株主に送付し（商283条2項）、同時に総会の会日の2週間前から本店に5年間、支店にその謄本を3年間備置いて、株主および会社債権者の閲覧に供し（商282条）、総会において、取締役は営業報告書の内容を報告しなければならない（商283条1項）とされ、その正確性を保証するために、虚偽の記載については、取締役に対し責任を課し（商266条の3第2項）、罰則の制裁（商498条1項19号）を定めている。しかし、営業報告書の内容については、今回の昭和56年商法改正に際しても、直接これに触れるような新しい規定を設けなかった。昭和56年商法改正は、会社の自主的な監査機能の強化とその運営の適正化を図ることにあつた。そこで、商法改正にともなつて計算書類規則を改正し、営業報告書の記載事項を具体的に定め、会社の業務および財務の内容の開示を、株主および債権者に対し強化するに至つたことに、大きな意義を認めることができる。法務省令といえども、営業報告書の記載事項が相当程度厳格に規定されたことにより、経営者たる取締役は、その開示に消極的にならざるをえないような事項についても記載することを避けられなくなったという点で、記載事項を任意的記載とした場合よりも、いわゆる企業の社会的責任を果たすための開示に関しては、効果があるものといえよう。

〔他の計算書類との関係〕

営業報告書と、他の計算書類との関係は、貸借対照表および損益計算書の作成にあたっては、営業報告書の場合と異なり、まず、その会計処理の方針が採用されなければならない。採用された会計方針に従つて、数額が算出されることになる。したがつて、貸借対照表および損益計算書を作成するについては、どのような会

計処理の方針を採用すべきかの判断が極めて重要とならざるを得ない。定時株主総会が、これらの書類を承認するとすれば、まず、採用された会計処理方針が相当であるか否かを判断した後、その方針に基づいて算出された数額が真実か否かを承認することになる。この点、営業報告書は、その記載の前提となる方針というものは存在しないから、その記載について定時株主総会が承認するとしても、その対象は、それが真実か否かというにすぎない。しかし、利益金処分案は、算出された利益についての純然たる処分であつて、判断そのものであるということが出来る²⁷⁾。

このように、営業報告書は他の計算書類とは異なるものであるが、同時に他の計算書類と一体をなしているものであるから、他の計算書類において数字でもって示されている部分を説明または解説するほか、他の計算書類において示されていない事項または数字をもつて表示することのできない事項についても説明することができる²⁸⁾。しかし、従来、営業報告書の様式については、その規定がなかった。けれども、株主が営業報告書によって、会社の営業の状況を知るに足りるものでなければならないのは、当然のことである²⁹⁾。このように営業報告書につき、商法が形式自由主義を採つた理由については、かつて、他の計算書類と同様に企業の規模、事業の種類 of 具体的事情に適應した合理的な形式と内容が生成されることを期待してのことである³⁰⁾と考えられていた。

もっとも、特別法およびこれに基づく関係諸規則には、公共的性格の強い事業を目的とする会社であることを理由に、営業報告書またはこれに相当する報告書の様式を定めているものは、かなり以前から存在する³¹⁾。これら営業報告書類は、官庁の業務監査上の必要からかなり詳細であり、専門的である点に特色がある。

営業報告書と附属明細書との関係については、前者は附属明細書を認めないドイツ法から由来するものであり、後者は昭和25年の商法改

正の際にアメリカ法の影響を受けて導入されたという点で、両者は制度上の沿革を異にする。そこで、計算・公開の改正試案の段階ではあるが、附属明細書に関する規定が入ってきたとともに、貸借対照表や損益計算書の補足説明の機能はそちらに奪われてしまって、営業報告書は計算書類ではなくなってしまったと理解した方が、かえって計算書類の機能と株主に対して直接開示すべき事柄というものが明瞭となることから、営業報告書は計算書類ではないが、その作成や直接開示等に関する扱いは計算書類と同じであるという一種独特の会社法上の書類と解する学説³²⁾がある。しかし立法論としてはともかく、今回の商法改正後においては、規定の解釈上、少なくとも部分的（商法特例法13条2項参照）には、計算書類の1種として営業報告書を理解すべきことになろう。

営業報告書と附属明細書の区別の基準の1つとして、記載内容が営業報告書よりも附属明細書の方が詳細であることを挙げることができる。しかし、この区別には、会社の費用負担という実際上の問題が大きく影響している。すなわち、営業報告書はすべての株主に、ただし単位株制度適用会社にあたっては単位未満株式を有する株主を除いたすべての株主に、送付することを要するから、会社は、その作成送付につき多額の費用を負担することになる。他方、附属明細書の場合は、定時株主総会に提出されることもないし、またその内容が報告されることもない³³⁾。附属明細書は他の計算書類とともに、会社の本店所在地における閲覧によって、または利用者が合理的な費用を負担してその謄本または抄本の交付請求によって、開示がなされる（商282条2項）。このことを考えると、営業報告書の本質機能という面よりも、むしろ会社の費用負担の面に重点が置かれることとなる。このことから、営業報告書の記載事項は、必然的に一定の限界を画しなければならない。すなわち、営業報告書には、閲覧や謄本または抄本交付の請求をしない株主にも、当然にあき

らかにすることが有益であるとする事項の記載が要請されるべきであるから、株主に対する直接開示の効果を考慮した必要有益な比較の少数の重要な事項に限定せざるを得ない³⁴⁾。この点で、附属明細書を営業報告書に吸収させる考え方³⁵⁾が示されている。開示の本来的精神からすれば、直接開示が原則ではあろうが³⁶⁾、会社費用の負担という面で実際的ではないと思われる³⁷⁾。また、間接開示となっていた附属明細書の記載事項を直接開示することにもなり、株主に対するディスクロージャーという点でそこまで必要かどうか検討の余地が残る³⁸⁾。

営業報告書と他の計算書類との関連については、営業報告書がもともと帳簿記録の背景となった事実の説明報告書として、貸借対照表および損益計算書に対し補足・補充的性格を帯びているものである³⁹⁾から、営業報告書についての附属明細書は、今回の昭和56年商法改正後も不要と解すべきである。

〔参考書類との関係〕

営業報告書といわゆる参考書類との関係については、参考書類の場合、会計監査人の監査を要する会社で、議決権を有する株主の数が1000人以上の会社が、株主総会の招集通知に議決権の行使に参考となるよう添付される書類である（商法特例法条21ノ2）のに対し、営業報告書の場合、すべての株式会社において作成され、単位未満株主を除くすべての株主に送付される点で差異が認められる。しかし、参考書類も株主総会の招集通知に添付して株主に直接送付されること、定時株主総会の営業報告書とともに、参考書類の多くのものが、利益の処分や取締役の選任に関し、議決権を行使するために送付されることなどを考えると、営業報告書の記載事項と参考書類の記載事項とは深い関係を有するものである。

したがって法務省令が改正される前において、双方の記載事項の調整は、営業報告書が参考書類の送付を要しない会社においても作成を要請されていることを考慮し、営業報告書の記

載をまず検討し、重複するものについては、そのかぎり参考書類に記載することを要しないとして解決すべきである⁴⁰⁾と提言されていた。そこで、新設された「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則」2条2項は、「同一の株主総会に関して株主に送付される他の書類に記載されている事項については、その記載がされている箇所を明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。」と規定する。

〔有価証券報告書との関係〕

営業報告書と証券取引法適用会社が作成する有価証券報告書との関係は、有価証券報告書が、貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書のすべてに対応する書類であり、それだけで会社の企業内容を開示することを目的とするもので、株主に直接送付されることはない。これに対して、営業報告書は、貸借対照表、損益計算書および附属明細書とともに、企業内容を定時株主総会前に定期的に開示する手段として、すべての株式会社によって作成されるものである。

すなわち、商法上の営業報告書と証券取引法上の有価証券報告書との差異は、まず、営業報告書は自動的に株主に対して送付されること、次に送付時期が定時株主総会前であること、さらに、営業報告書は上場会社に限定されず、小会社を除く株式会社に作成義務が課せられていることおよび開示の相手が株主に限定されていることにある。これらの点から、商法における開示は、基礎的なものであるのに対し、証券取引法における開示は、証券市場から資金を調達している特質からくる補足的なものと位置づけることができる⁴¹⁾、と説かれている。

〔総会終了後のいわゆる営業報告書との関係〕

なお、実務界では、定時株主総会終了後に株主に宛てて送付する営業概況その他計算書類等を含めた会社の財務内容および現況を説明する小冊子を、営業報告書、事業報告書あるいは業務報告書と称し、商法281条に法定する営業報

告書とは区別して取扱われている。昭和49年商法改正後においては、「定時総会終了後に送付する営業報告書」の積極的な活用が期待されていた⁴²⁾。しかし、そこに記載されていた事項のうち、新製品の宣伝等の事項を除き、昭和57年改正法務省令では、ほとんどの事項が法定の記載事項とされたため、もし、宣伝文書として機能するように求めるなら、構想を練り直す必要がある⁴³⁾。しかし、これをもって法定の営業報告書に代置することは考えられないし、許されないことである。また、単位株制度の下では、単位未満株主には商法281条1項3号の営業報告書が送付されないから、総会後にすべての株主に送付される営業報告書は、その点で意味をもつことになる。けれども、株主管理の費用の合理化を目的の1つとした単位株制度新設の趣旨からすると、これを認めるべき実質的理由は、昭和56年商法改正後は失われたと解すべきである⁴⁴⁾。

〔外国の営業報告書類との関係〕

西ドイツ株式法160条は、状況報告 [Lagebericht] と説明報告 [Erläuterungsbericht] とに大きく2つに分けて、「営業報告書においては、営業の経過および会社の状況 [der Geschäftsverlauf und die Lage der Gesellschaft] が叙述されなければならない。その営業年度終了後に生じた特に重大な出来事についても [auch über Vorgänge von besonderer Bedeutung] 報告されなければならない。」(第1項)と規定し、その第2項第1文では、さらに年度決算書が、営業報告書において説明されなければならないものとされている。すなわち、第2項第4文では、その年度決算書と直前の年度決算書との差異、特に、計画外減価償却または価額修正の実行を含めて、評価方法および償却方法の重要な変更 [namentlich wesentliche Änderungen der Bewertungs- und Abschreibungsmethoden] が、詳細な記載は必要ないけれども、究明されなければならないものと定める。ここにおいて「究明」[Erörterung] とは、政府草案理由書によ

ると、従前の方法、新規の方法および変更の理由が記載されることである⁴⁵⁾。その第3項では、11の記載事項が列挙され、営業報告書に記載されなければならないと規定する。

西ドイツ株式法における営業報告書の特徴は、会社の状況に関する報告と会計部分に関する報告とから成り立っていることである。この点において、わが国の計算書類附属明細書の記載事項に相当するものが、営業報告書の記載事項となっているといえよう。ただ、考慮しておくべきことは、西ドイツ株式法には、わが国の附属明細書に該当する制度がないということである。わが国の附属明細書の役割を、営業報告書が兼ねているのである。そして、これらの報告に際しては、良心的かつ忠実な弁明の諸原則に〔den Grundsätzen einer gewissenhaften und getreuen Rechenschaft〕適合しなければならない(第4項)とされている。

アメリカ合衆国の株主宛年次報告書〔annual report〕は、貸借対照表および損益計算書を含んだ営業の概況〔summary of operation〕および財務状態の報告書であるといわれている。年次報告書は、株主総会の前に株主に送付される。しかし、すべての会社が年次報告書を準備するものではないが、1934年証券取引所法の下での証券取引委員会〔Securities Exchange Committee〕規則の適用を受ける会社においては、年次報告書はすべての株主に送付されなければならない⁴⁶⁾。

イギリス会社法においては、企業経営の開示は、取締役報告書〔directors' report〕においてなされる。貸借対照表に添付され、貸借対照表によって提供された会社の財務情報の基礎をなす会社の業務状況を株主に報告する機能をもつものである。その目的は、財務諸表では開示しえない重要な情報を取締役の責任において開示せしめ、取締役が株主の信認に応えるようその職務を遂行しているかどうかの判断資料たらしめるにある。記載事項は、会社の業務の状況、取締役が勧告した利益配当支払額、取締役の提

案した準備金への繰入額(法定の資本準備金以外の準備金への繰入額)のほかに、詳細な追加事項を開示している。たとえば、個別の事業毎に取引高の割合・有利性、従業員数、政治・慈善目的の寄附、輸出の明細、各取締役が保有する当該会社の株式・社債等であり、これらの開示が求められている。取締役報告書は、取締役が作成し、株主総会の21日前に、株主・社債権者その他貸借対照表の写しの受領権限を有する者に宛てて送付される(1948年会社法157条、158条、1967年会社法15条~24条、1981年会社法13条~16条)⁴⁷⁾。

フランスの1966年会社法では、取締役会または董事会は、会社の業務執行およびその事業の進行状況について、株主が事情を知って意見を決定し、かつ調査したうえで判断を下すことができるように、それに必要な一定の書類を株主に送付し、または閲覧に供しなければならない(162条1項)と定め、その書類および株主に対する書類の送付または閲覧の条件を1967年命令に委ねることとし(162条2項)、命令135条は、詳細に規定している⁴⁸⁾。

ヨーロッパ会社法案における年次報告書には、会社の業務および状況の進展についての詳細な状況を記載しなければならない(195条1項)と定め、年次報告書には、本法の他の条項において必要とされる事項のほかに、いかなる場合にも、(a) 年次の終了後生じた重要な事実、(b) 会社の将来の進展の見通し、(c) 特に研究及び開発の分野における資本使用の提案、その規模およびそれに伴って生じる支出の額を記載しなければならない(195条2項)と規定する⁴⁹⁾。

いずれの国も、共通していえることは、営業報告書の内容として、営業の概況および財務内容の補足説明の双方を記載事項としていることである。

営業報告書とは何か、という問題を検討するには、営業報告書の法的性質を明確にしておくことがもとより不可欠であることに異論はない。しかしながら、いかなる書類を営業報告書

と考えるべきかの一般的な基準はあっても、具体的基準に欠けていること、諸外国においてもわが国の営業報告書に相当するものが法定されてはいるが、その内容は様々であることなどのため、営業報告書の法的性質を明らかにすることは難しい問題となっている。

結局、営業報告書が株主総会招集通知の添付書類との関連において、その記載事項が直接開示の対象とされていることから、株主に直接開示する必要のある情報にはどのようなものがあるかを検討し、その結果得られたものが、わが国における営業報告書と解すべきことになる。

注

- 1) 味村 治『株式会社会計に関する理論と法制』(法務研修所, 1959・1) 43頁。
- 2) 「企業の社会的責任」という場合、社会および責任という言葉のもつ内容が、論者によって様々であること、そのための一般規定を置いても実効性がないこと、経営者の裁量権の拡大という結果をもたらす恐れのあることなどを理由に、法律上一般規定を新設することに反対するのが学説(竹内昭夫「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」『会社法根本改正の論点』(商事法務研究会, 1976・3) 155頁。大隅=鈴木「私の会社法改正意見」『会社法根本改正の論点』(商事法務研究会, 1976・3) 131頁(大隅発言)。倉沢康一郎「株式会社の社会的責任と取締役」『会社法の論理』(中央経済社, 1979・12)143頁, 同『企業法研究』247輯(1975・12) 8-10頁)の傾向である。これに対して、一般規定の新設を肯定する学説として、松田二郎「会社の社会的責任について～商法改正の問題として」『商事法務』713号(1975・10) 31頁が代表的であり、田中誠二「株式会社の社会的責任についての商法上の立法論的考察」『亜細亜法学』9巻2号(1975・3) 11頁以降および同『商事法研究』3巻(1977・2) 81頁以降は個々の具体的制度を改正する立法論を説かれている。
- 3) 昭和56年5月15日の衆議院本会議では、「商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」として、「三 法改正に伴う省令中、営業報告書及び附属明細書については、法制審議会の答申とその審議の内容を尊重し、社会的責任が明示できるよう十分な内容のものとする。」が、他方、昭和56年6月2日の参議院法務委員会では、附帯決議として、「四、営業報告書及び附属明細書の記載事項に関する省令の制定に

当たっては、国会における審議の内容を尊重し、大会社の社会的責任を明らかならしめる内容のものとする。」が、謳われ、いずれの決議も、企業の社会的責任を直接の問題としている。

- 4) 矢沢=河本=清水=竹中「会社法改正に関する問題点の研究」『会社法根本改正の論点』(商事法務研究会, 1976・3) 82頁(清水発言)。もっとも、昭和35年6月22日に、企業会計審議会より発表された連続意見書第1「財務諸表の体系について」の三「企業会計原則と商法」の3「営業報告書」は、すでに営業報告書の作成方法と記載事項について新たに規定を設けることが望ましい、との提言をしていた。
- 5) 稲葉威雄「会社法改正に関する各界意見の分析」『商法改正に関する各界意見の分析』別冊商事法務 No. 51(商事法務研究会, 1981・7) 38頁参照。黒沢 清「新営業報告書論」『産業経理』39巻4号(1979・4) 4頁参照。
- 6) 元木=稲葉「株式制度改正試案に対する各界意見の分析」『商法改正に関する各界意見の分析』別冊商事法務 No. 51(商事法務研究会, 1981・7) 74頁, 81頁参照。
- 7) 元木=稲葉=濱崎「株式会社機関改正試案に対する各界意見の分析」『商法改正に関する各界意見の分析』別冊商事法務 No. 51(商事法務研究会, 1981・7) 93, 130-131, 146頁参照。
- 8) 竹内=元木=窪内=河村=村山=斎藤=竹中(司会)「会社の計算・公開改正試案の重点解説〔上〕」『商事法務』859号(1980・1) 8頁(元木発言)、並木俊守『商法改正試案の解説』(有信堂高文社, 1980・7) 242頁参照。
- 9) その他の反対理由としては、これまで営業報告書は、企業の一営業年度の営業の概況を通常文書でもって記載したものと理解されてきたが、その記載内容を法定することによって、性格が変わり、専門的知識を有しない一般株主に対し、会社の営業概況を平易かつ簡明に伝達するという役割をはなれ、有機的に全体として有する意味を失い、法定開示事項を相互に関連なく羅列的に記載する結果となり、読みづらいものとなるということが挙げられている(元木=稲葉=濱崎「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」『商法改正に関する各界意見の分析』別冊商事法務 No. 51(商事法務研究会, 1981・7) 155頁)。

なお、慶応義塾大学商法研究会「株式会社の計算・公開に関する改正意見」『法学研究』53巻6号(1980・6) 104頁は、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」が、業務報告書の記載事項としてあげているところは、その内容が種々雑多である上、実質株主にとって役立たないようなものも含まれていると指摘するとともに、営業報告書には、貸借対照表および損益計

- 算書の上に充分に現われないが、企業所有者としての株主が把握しておく必要のある会社経営の実態に関する事項を記載すべきであると解し、営業報告書に取締役の会社経営に関する弁明書としての性格をもたせ、その内容が株主に直接に開示されることと、企業秘密に関する事項を除外することを前提として、その記載事項を再検討する必要があると提言していた。すなわち、具体的には、会社の目的たる事業ごとの営業成績、過去数年の営業成績の比較、大株主とその持株数、大口債権者とその金額並びに担保物、取締役の業務分担、持株数とその変化、従業員の数と配置の概要、将来特に次年度の事業計画とその進行見込み、その他会社の業務に関してその営業年度及び決算期後に生じた重要な事項を記載すべきものとするのが妥当である、という提案をしている。
- 10) 元木=稲葉=濱崎「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」前掲 154-155 頁参照。
 - 11) 元木=稲葉=濱崎「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」前掲 156 頁参照。
 - 12) 元木=稲葉=濱崎「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」前掲 156 頁参照。
 - 13) 「株式会社の計算・公開に関する改正試案」の段階では、一定規模以上の会社とは、資本の額が5億円以上の会社か、1年間の営業による収入が200億円以上の会社か、貸借対照表の負債の部の合計が100億円以上の会社のいずれかに該当する会社であった。
 - 14) 元木=稲葉=濱崎「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」前掲 173 頁参照。
 - 15) 並木・前掲書243頁参照。
 - 16) 会社法の全面改正をまたずに、3つの試案が公表された段階で要綱案に着手したその理由は、次のようなものであった(元木 伸「株式会社法の早期改正方針の決定について」『商事法務』844号(1979・7)2-3頁。同『改正商法逐条解説』(商事法務研究会, 1981・12)7-8頁)。
 - ①航空機疑惑事件に端を発した企業の非行防止・企業倫理確立のため、企業の自主的監視制度を強化すべきであるとの社会的要請に応える必要があったこと。
 - ②審議開始以来4年余を経過し、全部の検討を終えるまで待てば内容が古くなり、時代にマッチしなくなるおそれがあること。
 - ③前記3試案は7項目中の4項目を含んでおり、さらに社会的責任をカバーするので、会社法改正の重要問題はほぼ網羅され、これだけをまとめたも充分意義が認められること。
 - ④社会的要請が強いので法案成立の可能性が高いこと。
 - 17) 元木=稲葉「商法等の一部を改正する法律の概要」『改正商法の概要』商事法務別冊50号(1981・7)45頁。
 - 18) 前田=稲葉他共編『改正商法～要説と実務問題の解明』(財務詳報社, 1981・1)220-222頁参照。竹内昭夫『改正会社法解説』(有斐閣, 1981・2)183頁は、少なくとも「業務報告書」としておけば、従来の営業報告書の内容について法律上の規定がなかったことは、業務報告書の内容について法律上の規定をする妨げにはならなかったであろう、と指摘されている。
 - 19) この点について鴻(司会)=北沢=竹内=龍田=前田「会社法改正要綱をめぐって～第5回」『ジュリスト』740号(1981・5)121頁(鴻発言, 前田発言)参照。
 - 20) 元木=稲葉「商法等の一部を改正する法律の概要」前掲45頁。並木・前掲書242頁参照。竹内=元木=窪内=河村=村山=斎藤=竹中(司会)「会社の計算・公開改正試案の重点解説(上)」『商事法務』859号(1980・1)14-15頁(元木発言)参照。
 - 21) ただ、このように改正したからといって、大小会社の区別をしないで、一律に記載方法を定めるということを前提とするものではなく、むしろ、大会社と中小会社を区別して、法務省令に定めることを考えての改正である(元木=稲葉「商法等の一部を改正する法律の概要」前掲45-46頁)ことが指摘されている。
 - 22) 「商法等の一部を改正する法律案逐条説明」(昭和56年3月24日)第1条64第283条の改正。
 - 23) 公表されたといっても、今までの3つの試案とは取扱いを異にしている。まず、すでに施行されている新株引受権附社債(商341条ノ8以下)の部分を除いて、改正商法の昭和57年10月1日施行までに時間的余裕がないこと、次に、株式会社の計算・公開に関する改正試案のなかで、営業報告書の記載事項は、附属明細書の記載事項とともに、すでに(注)のかたちで素案を提示していることなどの理由のために、関係各界に意見照会をせず、公表された「問題点」の内容について各関係団体等で自発的に検討した結果の意見を取りまとめるという形式を採用している点で、従来の各改正試案の場合と異なる(稲葉威雄「法務省令制定に関する問題点について(上)」『商事法務』920号(1981・10)3頁)。
 - 24) 稲葉威雄「法務省令制定に関する各界意見の分析」『商事法務』928号(1981・1)6頁参照。
 - 25) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」『企業会計』31巻12号(1979・12)113-114頁(高鳥発言)。
 - 26) たとえば、『商事法務研究』91号(1958・2)52頁の「主要事業会社の営業報告書における計算書類の用語・様式及び作成方法の実態」は、広義の営業報告書を意味する。なお、営業報告書を含めた計算書類の統括的名称として「考課

- 状」という表現が用いられていたこともある (佐藤孝一『「営業報告書」の総合的研究』『企業会計』26巻14号 (1974・12) 5頁参照)。
- 27) 元木 伸『改正商法逐条解説』(商事法務研究会, 1981・12) 177-178頁参照。
- 28) 服部栄三『注釈会社法(6)株式会社の計算(大森=矢沢編)』(有斐閣, 1970・6) 21頁。
- 29) 当初から, このように解されていた (松波仁一郎『改正日本会社法』(有斐閣書房, 1920・2) 1285頁参照)し, たとえば, 松本丞治『増補注釈株式会社法』(有斐閣, 1949・4) 163頁は, 「営業報告書とは前営業年度の会社営業状況の梗概を示す報告書を云ひ, 会社の役員及株主の異動, 株主総会の議事その他登記せられたる事項等をも記載するを常とする。」と解している。
- 30) 吉永栄助「計算書類」『株式会社法講座(田中耕太郎編)第4巻』(有斐閣, 1964・10) 1501頁。
- 31) 「営業報告書」として定めるものに, 証券取引法53条・証券会社に関する省令5条・様式1号, 「業務報告書」として定めるものに, 銀行法19条・同施行規則18条2項・様式3号, 「事業報告書」として定めるものに, 保険業法82条・同施行規則24条・書式1号などがある。
- 32) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」前掲114頁(倉沢および清水発言)参照。
- 33) ただし, 附属明細書の記載事項についても, それが計算書類の承認, 営業報告書の内容の報告など, 会議の目的たる事項に関するかぎりは, 取締役および監査役は, 株主の正当な説明請求に応じなければならない(神崎克郎「営業報告書」『企業会計』34巻6号(1982・6)20頁)。
- 34) 蓮井良憲「営業報告書について」『法政研究』47巻2-4合併号(1981・3)65頁。神崎克郎「営業報告書の記載内容と開示」『税経通信』36巻14号(1981・11)82頁。
- 35) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」前掲109頁(宮島 司報告)。比較的古い文献ではあるが, 同趣旨の学説として, 岩田 巖「フット・ノートと営業報告書」『産業経理』8巻5号(1948・5)12頁以下がある。
- 36) 増田和夫「営業報告書と附属明細書の記載事項について」『三重法経セミナー』37号(1982・4)5頁。
- 37) 費用という点では, 西ドイツの場合, 実態調査の結果, その費用を削減する傾向にあるという(広島修道大学総合研究所営業報告書研究グループ編「ディスクロージャーと営業報告書」『広島修道大学研究叢書』10号(1981・3)63頁)。なお, 大矢知浩司「日米営業報告書の実態」『企業会計』31巻8号(1979・8)140-142頁参照, 同「西ドイツ・オランダ・スイス企業の年次事業報告書」『彦根論叢』215号(1982・7)40頁参照。神田秀樹「営業報告書の記載事項」『民商法雑誌』86巻4号(1982・7)9頁参照。窪田義正「営業報告書の法制化と実務上の問題点」『税経通信』37巻9号(1982・7)45頁参照。
- 38) 商法研究会「営業報告書のあり方と商法規定」前掲119頁(阪埜光男一まとめ)参照。
- 39) 武田隆二「営業報告書と附属明細書の役割区画」『税経通信』34巻13号(1979・11)107頁。
- 40) 神崎克郎「営業報告書の記載内容と開示」前掲83頁参照。
- 41) 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会, 1982・7)300頁。神崎克郎「営業報告書」前掲20-21頁。なお, 有価証券報告書との関係で, 営業報告書の必要性を説くものに, 新井益太郎「営業報告書を考える」『産業経理』39巻11号(1979・11)11頁がある。
- 42) 経済同友会経営方策審議会は, 昭和48年3月16日に, 「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」と題する提言をまとめ, 企業の責任遂行の具体的方策として, この種の営業報告書の刷新を主張している(『商事法務』626号(1973・4)23頁参照。『「法務省令制定に関する問題点」に関する各界意見』『代行レポート』(東洋信託銀行)60号別冊(1982・2)5頁(経団連)参照。横田正雄「新しい営業報告書の様式と内容」『商事法務』635号(1973・7)6-7頁参照。南忠彦「商法改正案による新しい営業報告書の記載内容について」『商事法務』652号(1973・12)8頁参照。なお, 山村忠平「商法規定と営業報告書」『企業会計』12巻3号(1960・3)58頁は, 株主報告書という表現を使われている。
- 43) 営業報告書と事業報告書の相違については, 武田隆二「営業報告書の在り方」『産業経理』39巻6号(1979・6)50-51頁参照。なお, 増谷裕久「米国における証券法以前のアンニュアル・レポートの研究」『企業会計』31巻7号(1979・7)33頁によると, 我が国の企業が英文で発行するAnnual Reportは, 欧米各国のものに比しても立派なものであると指摘している。
- 44) 稲葉威雄「商法等の改正に伴う法務省令について(4)」『商事法務』941号(1982・6)17頁参照。ただ, 事業報告書は, 株主に対してばかりでなく, 官公庁の指名業者になるための指名願いであるとか, 取引先, 金融機関に対する報告, 新卒者の採用に当って利用されているとこのことである(河本=稲葉=村山=窪内=向後=赤木=中村=竹中(司会)「営業報告書の記載事項(1)」『商事法務』943号(1982・6)23頁(窪内発言)参照)。
- 45) 慶応義塾大学商法研究会訳『西独株式法』(慶応通信, 1969・3)300-303頁, Kropff, Akti-

- engesetz, 1965, S. 258. なお、この規定の意味合いは、主として、秘密準備金の領域にある（慶応義塾大学商法研究会訳『西ドイツ株式法草案および理由書〔1960年〕』（慶応通信、1967・5）295頁）。
- 46) Cross, Corporation Law in Connecticut, 1972, p. 119. Folk, The Delaware General Corporation Law, 1972, p. 205. 並木俊守『アメリカ会社法』（東洋経済、1970・6）143頁参照。
- 47) 取締役報告書は、どちらかといえば財務の概況報告が中心である（大矢知浩司「イギリス営業報告書の現状」『会計』118巻2号（1980・8）23頁）。Pennington's Company Law, 1979, p. 621. PALMER'S COMPANY LAW, 1976, pp. 752-759. 1981年会社法は、取締役報告書の一般的要件に子会社に関する公正な概観等を含めしめ、かつ、会社の自己株式取得の明細を記載させるなどの重要な改正を行なっている（中川美佐子「英国1981年会社法の概要(3)」『国際商事法務』（1982・9）558-560頁参照。Leigh and Edey, COMPANIES ACT 1981, 1981, pp. 51-52), なお、オーストラリアにおける Directors' Report には、取締役の氏名をはじめ取締役会の責任を明確化するための項目等21項目が記入される（後藤文彦「オーストラリア営業報告書の現状」『会計』118巻2号（1980・8）39-42頁参照。大倉義雄「オーストラリア営業報告書の一研究」『会計』96巻6号（1969・12）166頁参照。
- 48) 早稲田大学フランス商法研究会『注釈フランス会社法』第2巻（成文堂、1977・11）729-734頁、同『フランス会社法』（国際商事法研究所、1975・9）143-144頁。なお、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス商事会社法～1966年改正』（法曹会、1967・2）45頁参照。
- 49) 早稲田大学商法研究会「ヨーロッパ会社法案」『国際商事法務』2巻7号（1974・7）63頁参照。法務大臣官房司法法制調査部『ヨーロッパ会社法案～1975年・ヨーロッパ共同体委員会編』（商事法務研究会、1980・7）148-149頁参照。

〔横浜国立大学経営学部助教授〕